医保第０７－５号
令和４年７月１３日

各保健所長　様

三重県医療保健部理事

患者急増を踏まえた新型コロナウイルス感染症対策業務の重点化について

新型コロナウイルス感染症対策業務については、令和４年３月２５日付け事務連絡に基づき重点化を依頼してきたところですが、令和４年７月１３日には、新規感染者数が過去最多を更新するなど、今後も高水準で推移することが想定されることから、県民の命に直結する感染症対策業務（陽性者の把握、療養先の決定、重症化リスクを有する陽性者に対する健康観察の実施等）を維持するため、本日から当面の間、下記のとおり県内全域を対象に業務の更なる重点化を図ることとします。

記

１．陽性者に対する健康観察について

重症化リスクの低い陽性者※については、原則、電話での健康観察を行わないこととし、My HER-SYS 等での報告又は自身での健康観察を依頼することとします。また、重症化リスクの高い陽性者※についても、電話連絡に加えて、My HER-SYS 等を積極的に活用することとします。

※重症化リスクの高い陽性者とは、以下に該当する陽性者を、重症化リスクの低い陽性者とは、以下に該当しない陽性者を指す。

①65 歳以上の者

②40 歳以上 65 歳未満の者のうち、重症化リスク因子（ワクチン未接種（ワクチン接種が１回のみの者も含む)、悪性腫瘍 、慢性呼吸器疾患（COPD 等） 、慢性腎臓病、心血管疾患 、脳血管疾患 、喫煙歴 、高血圧、糖尿病、脂質 異常症、肥満（BMI30 以上 、臓器の移植､免疫抑制剤、抗がん剤等の使用その他の事由による免疫機能の低下）となる疾病等を複数持つ者

③妊娠している方

２．濃厚接触者の特定について

濃厚接触者の特定については、以下のとおり取扱うこととします。

（１）濃厚接触者の特定を行う範囲

〇同一世帯内における濃厚接触者

〇ハイリスク施設（高齢者・障害児者入所施設・入院医療機関・特別支援学校）における濃厚接触者

上記については、これまでと同様、積極的疫学調査を実施し、濃厚接触者の特定を行い、対象となった濃厚接触者に対しては行動制限を求めることとします。

（２）濃厚接触者の特定を行わない範囲

〇事業所等（（１）で示した施設を除く）における濃厚接触者

〇中学校、高等学校における濃厚接触者

〇保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、放課後児童クラブにおける濃厚接触者

上記については、保健所による一律の積極的疫学調査及び濃厚接触者の特定・行動制限を行わないこととします。この場合における、感染者に対する濃厚接触者の特定のための詳細な行動歴調査は必ずしも行う必要はありません。

ただし、同時に５人以上の集団感染が発生した場合等については、限られた空間における何らかの感染拡大要因の存在が疑われるため、必要に応じて、保健所と本庁新型コロナウイルス感染症対策本部が連携のうえ、積極的疫学調査を実施し、濃厚接触者の特定・行動制限を行うこととします。

また、上記施設からの相談や濃厚接触者候補者リストの提出があり、さらなる感染対策の必要性が認められるなど、濃厚接触者の特定を保健所が必要と判断した際には、従来どおり濃厚接触者の特定等を行うこととします。

３．濃厚接触者に対する検査・健康観察の実施について

無症状の濃厚接触者については、重症化リスクの有無に関わらず、初期スクリーニング検査を実施しないこととし、自身での健康観察を依頼することとします。

４．その他

各保健所管内の感染状況に応じて、上記に拠らない対応を行うことは差支えありません。

【事務担当】
三重県医療保健部患者情報プロジェクトチーム
患者情報班　　上野、金本
電話　059－224－2747　FAX：059-224-2558
E-mail: kansenjo@pref.mie.lg.jp